

外貨預金契約前説明書

「ごうぎん為替特約付外貨定期預金」

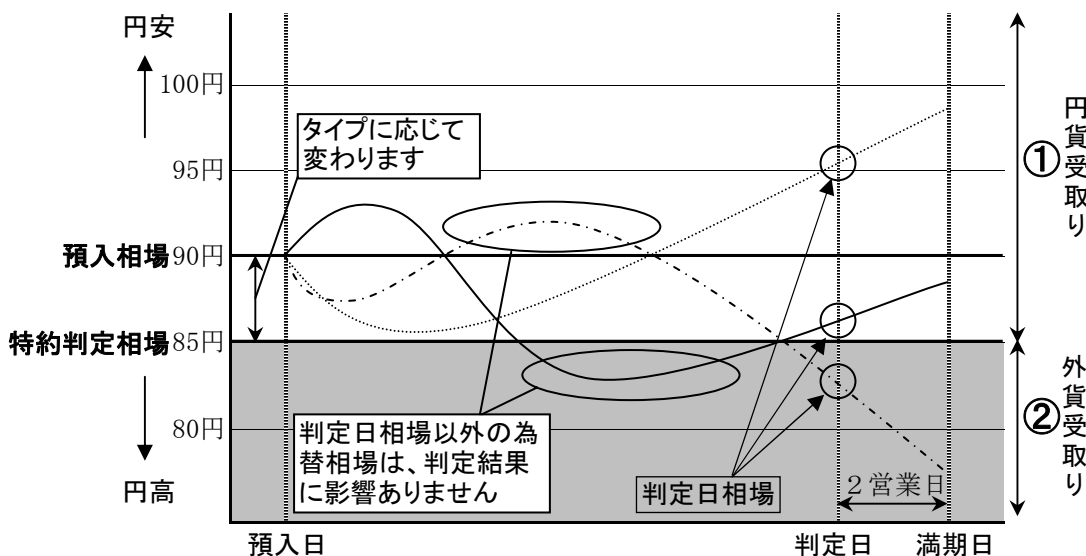
この説明書を十分にお読みいただき、ご理解いただきましたうえでご契約ください。

※この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面兼商品概要説明書です。

ごうぎん為替特約付外貨定期預金は、通常のオープン外貨定期預金に「為替特約」を組み合わせ、一定の円高までの為替変動リスクを回避しつつ、円ベースでの好利回りを目指す商品です。

為替相場の動向に応じ、満期時の払い戻し通貨が円貨または外貨のどちらかとなります。外貨で払い戻しとなる場合、お客様の判断で最終的に円貨に交換するときの適用相場がお預け入れ日の仲値よりも円高の場合、円貨により計算した損益がマイナス（元本割れ）となるリスクがあります。また、原則として中途解約はできません。中途解約時には元本割れとなる可能性が極めて高くなります。

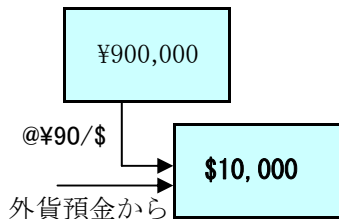
ごうぎん為替特約付外貨定期預金のしくみ（米ドルで運用する場合）



※数値は全て参考値です

預入日

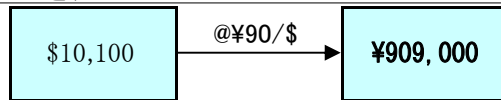
円貨からお預け入れの場合、預入日の仲値で外貨に交換し、満期日まで外貨で運用しま



(満期時の税引後利息が\$100の場合)

税引後利息
\$100

満期日(判定日相場が、特約判定相場より円安のとき)



円普通預金へ

① 円貨受取り

税引後元利金を預入相場と同一相場で円貨に交換して、あらかじめ指定された円預金口座に入金します。税引後利息分が利益となる一方、為替差益は得ることができません。

外貨普通預金へ

\$10,100

② 外貨受取り

税引後元利金を外貨のまま、あらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金します。お客様が円貨に交換されるまで、円ベースの損益は確定しません。

満期日(判定日相場が、特約判定相場より円高(または同一)のとき)

●ごうぎん為替特約付外貨定期預金に関するご注意事項

1. 為替特約について

ごうぎん為替特約付外貨定期預金の最大の特徴は、判定日相場に応じて満期時の元金および中途解約利息が異なる点です。

満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払い戻しいたします。

- (1) 判定日相場が特約判定相場（注1）より円安となった場合
満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金いたします。
- (2) 判定日相場が特約判定相場より円高（または同一）となった場合
満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金いたします。

（注1）特約判定相場：満期日の払い戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとに預入日に決定いたします。

2. お預け入れ相場等について

預入相場および満期日に円貨でお支払いする際の払い戻し相場は、預入日の当行仲値を適用いたします。募集期間終了後に預入日を迎える本商品では、お申し込み時点においてこれらの相場は決定していません。

3. 満期日前の解約について

本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。

当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定の当該通貨普通預金利率を乗じて計算します）をお支払いします。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。

中途解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。

損害金 = 元金（注2）× 1通貨あたりの再構築コスト（注3）

（注2）元金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元金

（注3）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。

再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。

主な指標と損害金の関係は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 1. 中途解約時の為替相場 | 為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 |
| 2. 中途解約時の為替相場の変動率 | 為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 |

なお、外貨建ての元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。

したがって、前述の再構築コストとは反対の損益とはなりますが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。

このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。

4. お申し込みのキャンセルについて

お申し込みのキャンセルは、募集期間最終日の午後3時まではお受けいたします。それ以降のキャンセルや、お預け入れ時に指定のお預け入れ代り金引落口座の残高が不足していたため、預金の作成ができなかった場合には、それに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取り扱いたします。

5. 為替変動リスクについて

(1) 円貨で払い戻しとなる場合

円預金からの振替によるお預け入れの場合、為替変動リスクはありません。外貨預金からの振替によるお預け入れの場合、当初お預け入れ時の適用相場に比べて払い戻し相場が円高となった場合には、最終的な受け取り円貨額が確定し、円貨により計算した損益がマイナス（元本割れ）となるリスクがあります。仮に1万米ドルのお取引で、当初お預け入れ時の適用相場が100円（仲値99円）、払い出し相場（この預金のお預け入れ日の仲値）が90円、期間3か月、利率年5%（税引後年4%）の場合の概算の計算例は、以下のとおりです。

A. USD10,000 × 100円 = 1,000,000円	(当初預け入れ時の支払い円貨額)
B. USD10,000 × 4% × 3/12年 = USD100	(税引後利息)
C. USD10,100 × 90円 = 909,000円	(払い戻し時の受け取り円貨額)
以上より C - A = ▲91,000円	(損失の額)

※実際の利息計算は月割計算ではなく日割計算します。

(2) 外貨で払い戻しとなる場合

お客様の判断で最終的に円貨に交換する時の適用相場がお預け入れ日の仲値よりも円高の場合、円貨により計算した損益がマイナス（元本割れ）となるリスクがあります。仮に円貨による預入、1万米ドルのお取引で、お預け入れ日の仲値が90円、お引き出し時の適用相場が80円（仲値81円）、期間3か月、利率年5%（税引後年4%）の場合の概算の計算例は、以下のとおりです。

A. USD10,000 × 90円 = 900,000円	(円貨から預け入れ時の支払い額)
B. USD10,000 × 4% × 3/12年 = USD100	(税引後利息)
C. USD10,100 × 80円 = 808,000円	(払い戻し時の受け取り円貨額)
以上より C - A = ▲92,000円	(損失の額)

※実際の利息計算は月割計算ではなく日割計算します。

6. 換算相場の差について

外貨で払い戻しとなる場合、最終的に円貨に交換する時の適用相場（TTB）と仲値には常に差（手数料等を含んだもの）があります。お預け入れ日と最終的な交換日の為替相場が同一であっても、この差額分だけ損失が生じます。

通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル
金額（片道）	1円	1.5円	2円

仮に1万米ドルのお取引で、円貨によりお預け入れになり、お預け入れ日および最終的な交換日の仲値がともに90円の場合の計算例は、次のとおりです。

A. USD10,000 × 90円 = 900,000円	(預け入れ時の支払い額)
B. USD10,000 × 89円 = 890,000円	(最終的な交換時の受け取り額)
以上より B - A = ▲10,000円	(損失の額)

7. 取引に応じて別途かかる手数料について

外貨両替、外国送金など、外貨預金を利用して他のお取引をいただく場合は、その取引に応じた当行所定の手数料がかかります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

〔商品の概要〕

- 1. 預金保険について**
預金保険の対象外です。
- 2. お取引いただける方について**
個人・法人の本邦居住者であるお客様とさせていただきます。
- 3. お預け入れ期間について**
3か月、6か月、1年（募集ごとに決定いたします。また、自動継続の取り扱いはいたしません。）
- 4. 募集期間について**
1週間程度の募集期間を設定いたしますが、市場環境の急変等により募集を中止し、販売を取り止めることがあります。市場動向により募集条件を決定するため、募集を行わない月もあります。
- 5. お預け入れ単位などについて**
お預け入れ金額は、10,000通貨単位以上1補助通貨単位といたします。
(米ドルの場合、10,000米ドル以上1セント単位)
- 6. 払い戻し方法について**
満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払い戻しいたします。
 - (1) 判定日相場が特約判定相場（注4）より円安となった場合
満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金いたします。
 - (2) 判定日相場が特約判定相場より円高（または同一）となった場合
満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金いたします。
(注4) 特約判定相場：満期日の払い戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとに預入日に決定いたします。
- 7. 適用為替相場**
円貨によるお預け入れの場合および円貨によるお引き出しの場合の適用相場は、ともに預入日の仲値を適用いたします。
- 8. お利息の計算について**
お預け入れいただいた時点の適用利率は満期日まで変わりません。また、満期日に一括してお支払いいたします。付利単位を1補助通貨単位、1年を365日として日割計算いたします。
適用利率については市場金利を参考に決定いたします。（別途「ごうぎん為替特約付外貨定期預金募集条件のご案内」または当行ホームページをご覧ください。）
- 9. 満期日前の解約について**
本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。
当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定の当該通貨普通預金利率を乗じて計算します）をお支払いします。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。
中途解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。
損害金＝元利金（注5）×1通貨単位あたりの再構築コスト（注6）
（注5）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金
（注6）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。
再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。
主な指標と損害金の関係は次のとおりです。

(1) 中途解約時の為替相場	為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。
(2) 中途解約時の為替相場の変動率	為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。

なお、外貨建ての元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善しますが、したがって、前述の再構築コストとは反対の損益とはなりませんが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。
- 10. お申し込みのキャンセルについて**
お申し込みのキャンセルは募集期間最終日の午後3時まではお受けいたします。それ以降のキャンセルや、お預け入れ時に指定のお預け入れ代り金引落口座の残高が不足していたため、預金の作成ができなかった場合には、それに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取り扱いたします。
- 11. 期日後利率**
期日経過となった場合には、満期日から解約日の前日までの間、入金された元利金入金指定口座の利率を適用いたします。

12. 為替予約について

満期日に外貨でお払い戻しとなることが確定した後に為替予約を締結することができます。この場合、元利金は為替予約相場により日本円に交換し、当行にあるご本人名義の円貨普通預金、円貨当座預金または円貨貯蓄預金口座に入金いたします。なお、為替予約は原則として解約できません。為替予約を期日前に解約される場合には損害金が発生する場合があります。また、同時に当行所定の取消手数料をいただきます。

13. 税金について

(1) 個人のお客様

A. お利息

お利息は「利子所得」として外貨にて20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税となります。

仮にお利息の額が100ドルの場合、国税15ドル、地方税5ドルが源泉徴収され、税引後のお利息80ドルが実際にお受け取りいただける額となります。なお、マル優はご利用いただけません。

B. 為替差益・差損

為替差益は「雑所得」として総合課税されるため、あらかじめ税額をお示しすることができません。なお、原則として申告が必要ですが、給与所得者で年収が2,000万円以下の場合、給与以外の所得が年間20万円以下であれば、国税の確定申告は不要です（地方税の申告は必要です）。

為替差損は、黒字の雑所得から控除できます（他の所得との損益通算はできません）。

(2) 法人のお客様

お利息および為替差益は、いずれも総合課税となります。

なお、お利息については上記13. (1) A. の割合で源泉徴収されます。

※詳しくは税理士または公認会計士にご確認ください。

14. 取り扱い通貨について

米ドル、オーストラリアドル、ユーロ（募集ごとに決定いたします）

15. 付加できる特約

特にございませぬ。

16. 認定投資者保護団体

当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体は特にございませぬ。

17. 指定紛争解決機関

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

平日（銀行休業日を除きます）午前9時～午後5時

平成23年4月1日現在

このご説明書に関して、あるいはそのほかご不明な点などがございましたら、こちらの連絡先までお問い合わせください。

商号/連絡先

株式会社山陰合同銀行

商品販売管理室

住所：島根県松江市魚町10番地

TEL：0120-315176

（受付時間：銀行営業日9：00～17：00）